

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	おおくまクリニック	尼崎市杭瀬北新町2丁目1番18号	

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

	会議名	議決又は同意事項
令和4年5月20日	定時社員総会	令和 3年度 事業実施報告
		令和 4年度 収支決算及び剰余金処分

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人社団 すこやか会
 所在地 兵庫県尼崎市杭瀬北新町2-1-18

※医療法人整理番号 00524

財 産 目 録

(令和 5年 3月31日現在)

1. 資 産 額	124,233 千円
2. 負 債 額	61 千円
3. 純 資 産 額	124,172 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	118,658
B 固 定 資 産	5,575
C 資 産 合 計 (A+B)	124,233
D 負 債 合 計	61
E 純 資 産 (C-D)	124,172

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人社団 すこやか会
 所在地 兵庫県尼崎市杭瀬北新町 2-1-18

※医療法人整理番号 00524

貸借対照表
 (令和 5年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	118,658	I 流動負債	61
II 固定資産	5,575	II 固定負債	0
1 有形固定資産	4,515	負債合計	61
2 無形固定資産	151	純資産の部	
3 その他の資産	908	科 目	金 額
		I 出 資 金	12,000
		II 積 立 金	112,172
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	124,172
資産合計	124,233	負債・純資産合計	124,233

様式4-2

法人名 医療法人社団 すこやか会

※医療法人整理番号 00524

所在地 兵庫県尼崎市杭瀬北新町2-1-18

損益計算書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	2,162
本来業務事業損失	2,162
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	2,162
II 事業外収益	4
III 事業外費用	0
経常損失	2,158
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	2,158
法人税等	0
当期純損失	2,158

様式5

監事監査報告書

医療法人社団 すこやか会
理事長 大隈 健英 殿

私は、医療法人 すこやか会 の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月 22日
医療法人社団 すこやか会

監事

辻 中 章